

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 公共建築物

(1) 子育て支援施設（保育所・幼稚園）

ア 現状と課題

▶施設の役割、担っている機能

保育所は、就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって就学前児童の保育を行う施設です。町内には現在、町立2園・私立2園の4つの保育所があり、0歳児から5歳児の保育を行っています。

幼稚園は、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。町では現在、町立2園を運営し、4・5歳児の受け入れを行っています。（町内には私立1園があり、3歳児からの受け入れを行っているほか、町外の私立園にも町内からの通園者があります。）

▶保有量と老朽化、耐震化などの状況

施設名	所在地	建設年度	構造	階数	耐震化の状況	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)	
町立保育所	第二保育所	広瀬五丁目2番22号	S54(1979)	RC造	2	未	993.23	2,262.68
	第四保育所	桜井二丁目7番1号	S51(1976)	重量鉄骨造	2	未	1,398.56	3,285.63
町立幼稚園	第一幼稚園	青葉三丁目1番1号	H 5(1993)	RC造	2	新耐震基準	1,198.00	2,697.00
	第二幼稚園	東大寺四丁目150番地	S49(1974)	軽量鉄骨造	1	未	1,307.00	5,221.00

(町立保育所)

第二保育所は、建設後30年以上が経過し、老朽化が進んでいます。平成26(2014)年度に耐震診断を行った結果、施設を運営しながらの比較的軽微な工事で耐震化（地震の際に緊急避難場所として使用できる水準）が可能であることから、補強等工事を実施する予定です。

第四保育所は、建設後約40年が経過し、施設・設備ともに老朽化が進んでいることに加え、必要な耐震性能を満たしていません。耐震化には相当の補強工事を要すると見込まれていますが、保育所では夏休みのような長期休業期間を設けることはできず、施設を運営しながらの補強工事や、現地での建替は困難な状況です。

このため、同じ桜井地域にある第三小学校の耐震化に併せて、保育所と学童保育室を含めた一体的な整備を行うことについて検討を行い、平成27(2015)年5月に「島本町立第三小学

校整備基本構想」を策定しました。構想では、同校敷地内に第四保育所を移転新築する計画としています。

(町立幼稚園)

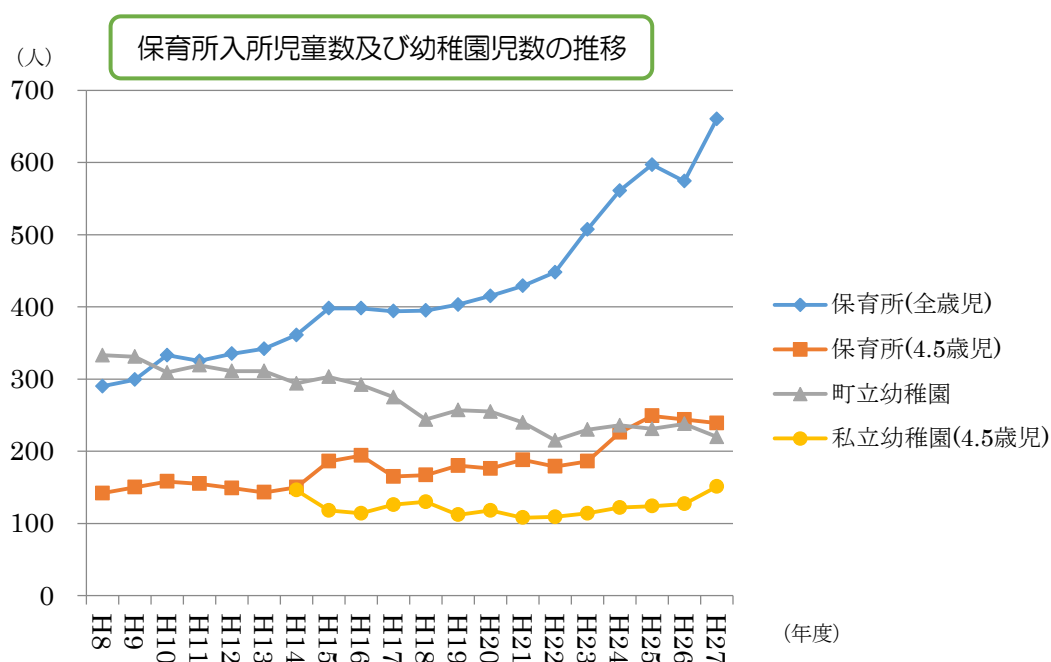
第一幼稚園は、建設後 20 年以上が経過し、設備の老朽化や細かな修繕箇所が目立つようになってきているため、計画的なメンテナンスが必要です。

第二幼稚園は、建設後約 40 年が経過し、施設・設備ともに老朽化が進んでいるほか、平成 26(2014)年度に耐震診断を行った結果、必要な耐震性能を有していないことが判明しています。

▶利用者数の状況

保育所では、近年の住宅開発による就学前児童人口の増加や、女性の社会進出の進展などに伴う保育ニーズの高まりにより、認可定員を超えての受け入れを続けており、平成 25(2013)年度からは待機児童が発生しています。

一方、町立幼稚園では、2園ともに定員割れの状態が約 20 年間続いており、子育て支援策の一環として預かり保育を実施するなどのサービス拡充を行っているものの、近年では定員の 5 割程度の利用率にとどまっています。



出典：保育所と町立幼稚園は、各年度の事務事業成果報告書（各年 5 月 1 日現在の人数）

私立幼稚園は、子育て支援課資料（各年 5 月 1 日現在の人数）

注：人数は、いずれも各年 5 月 1 日現在の人数

私立幼稚園の人数は、町内から町内外の私立幼稚園に通園している人数

(利用状況と経常的な施設運営経費の状況)

施設名	利用状況 (H27. 5. 1 現在)			施設運営経費 (平成26年度決算額に基づく概算)					
	定員	利用人数	利用率	支出額(a)	収入額(b)	町の負担額			
						(c)=(a)-(b)	利用者一人あたり		日額(e)
		年額(d)							
町立保育所	第二保育所	120	146	121.7%	4億 2346万円	1億 3874万円	2億 8472万円	77万円	2626円
	第四保育所	150	217	144.7%					
町立幼稚園	第一幼稚園	207	115	55.6%	1億 729万円	2470万円	8259万円	35万円	1422円
	第二幼稚園	207	105	50.7%					

備考

- ・(a)は、人件費・維持管理費などの経常的経費(施設整備事業に係る費用や幼稚園の就園奨励費補助金などは含まない)。(b)は、保育料など。
- ・利用者一人あたりの年額(d)・日額(e)は、年間開設日数を保育所 293日・幼稚園 244日として、次のとおり算出した。
 保育所：(d)=(c)/370人(H26.5.1現在の児童数)、(e)=(c)/(370人×293日)
 幼稚園：(d)=(c)/238人(H26.5.1現在の園児数)、(e)=(c)/(238人×244日)

▶住民意識調査の結果から

「今後、町が優先的に維持・充実させるべき施設」として「子育て支援施設」を選んだ人は54.8%にのぼり、子育て世代はもとより、幅広い世代で高い優先意向が示されています。

イ 今後の基本的な方針

i) 施設の保有量に関する方針

(町立保育所)

近年の保育需要の高まりに対応するため、当面の間、現在の保育基盤を維持する必要があります。

今後の住宅開発に伴う一時的な保育需要の増加には、現有施設での対応とあわせて、小規模保育事業の実施や、第四保育所移転後の施設活用なども含めた検討を行い、必要な対策を講じることとします。

あわせて、今後の利用動向などを注視しながら、保育のみならず幼稚園教育も提供する、認定こども園への移行についても検討します。

(町立幼稚園)

平成27(2015)年度から国の「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、町立幼稚園にも所得に応じた保育料制度が導入されています。公私間の負担格差縮小に伴い、今後、町立幼

稚園の利用意向はこれまで以上に減少することも予想されます。

については、今後の利用動向や第二幼稚園の老朽化状況なども踏まえ、幼稚園としての施設数や床面積などを需要に見合う数量に減少させることを念頭に、今後のあり方を検討します。

ii) 施設の維持保全に関する方針

すべての施設について、専門家による法定点検のほか、職員の近接目視などによる点検を毎年実施し、劣化が顕著な箇所から優先的に修繕を行うことで、施設の機能保全を図ることとします。

また、施設の築年数などを踏まえ、今後長期間の使用が可能な施設については、施設改修の年次計画を策定し、計画的に実施していくことにより、長寿命化を図ることとします。

(2) 学校施設（小・中学校）・学童保育室

ア 現状と課題

▶施設の役割、担っている機能

学校施設は、義務教育を行うための施設であり、子どもたちの学習・生活の場としての機能を基本としながら、地域住民にとってのコミュニティの拠点としての機能や、災害時の避難所としての役割も担っています。

また、各小学校には学童保育室を併設しており、保護者の就労などを要件に、放課後に児童を預かる子育て支援機能も有しています。

▶保有量と老朽化・耐震化などの状況

本町の学校施設の延べ床面積は約3万8千㎡で、町が保有する公共建築物の総面積の約50%にあたります。児童生徒数が急増した昭和40年代から50年代にかけて多くの校舎が建設されており、老朽化が進行しています。

喫緊の課題であった学校施設の耐震化については、近年、他の公共施設に優先して取組を進めた結果、数年内にはすべての小中学校で耐震化(地震の際に緊急避難場所として使用できる水準)が完了する見込みです。

(施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要)

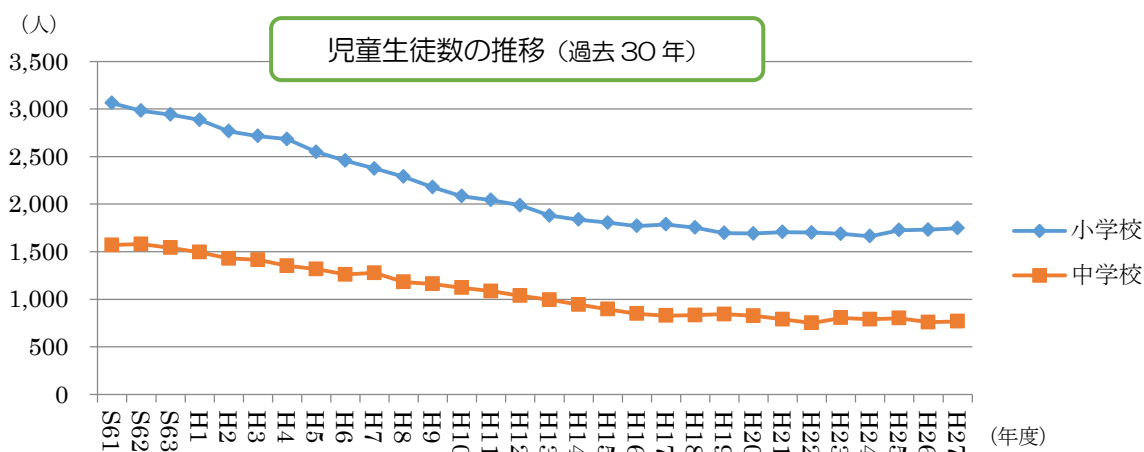
施設名	所在地	区分	建設年度	構造	階数	耐震化の状況	延床面積(㎡)	敷地面積(㎡)	
小学校	第一小学校 広瀬一丁目 5番5号	旧館	S41(1966)	RC造	3	済	1,994.0	(校舎計) 5,008.0	10,893.0
		新館	S54(1979)	RC造	4	済	2,516.0		
		増築棟	H1(1989)	RC造	4	新耐震	498.0		
		体育館	S49(1974)	RC造	2	済	837.0		
	第二小学校 東大寺四丁目 167番地	北館	S51(1976)	RC造	3	済	1,331.0	(校舎計) 5,796.0	22,170.0
		西館	S55(1980)	RC造	4	済	2,120.0		
		西館増築	S59(1984)	RC造	4	新耐震	675.0		
		新館	H18(2006)	RC造	3	新耐震	1,670.0		
	第三小学校 桜井二丁目 25番1号	当初建設	S47(1972)	RC造	4	未	4,999.0	(校舎計) 5,493.0	17,357.0
		S50増築	S50(1975)	RC造	4	未	247.0		
		S52増築	S52(1977)	RC造	4	未	247.0		
		体育館	S48(1973)	RC造	2	済	857.0		
	第四小学校 高浜二丁目 2番1号	校舎	S56(1981)	RC造	4	済	4,767.0	929.0	18,955.0
		体育館	S56(1981)	RC造	1	済	929.0		
	(小学校 計)							校舎 21,064.0 体育館 3,271.0 合計 24,335.0	69,375.0

施設名	所在地	区分	建設年度	構造	階数	耐震化の状況	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)
中学校	第一 中学校	旧館	S36(1961)	RC造	3	済	1,572.0	16,959.0 (校舎計) 5,537.0
		西館	S48(1973)	RC造	4	未	3,192.0	
		特別教室棟	S63(1988)	RC造	3	新耐震	773.0	
		体育館	S43(1968)	RC造	2	済	1,167.0	
	第二 中学校	1期	S51(1976)	RC造	4	済	3,648.0	22,188.0 (校舎計) 6,100.0
		2期増築	S57(1982)	RC造	4	新耐震	1,039.0	
		3期増築	S58(1983)	RC造	4	新耐震	1,413.0	
体育館		S52(1977)	RC造	2	済	1,081.0		
(中学校 計)							校舎 11,637.0 体育館 2,248.0 合計 13,885.0	39,147.0

▶利用者数の状況

町立学校の児童生徒数は、小学校では昭和 60(1985)年に約 3,200 人、中学校では昭和 62(1987)年に約 1,600 人でそれぞれピークを迎えました。当時、一部の学校ではグラウンドにプレハブ校舎を設置して授業を行う必要が生じるなど、過大規模校となったため、通学区域の変更を行うなどして町内全体での受け入れに努めてきました。その後、児童生徒数は減少傾向に転じ、現在ではピーク時の半数近くまで減少しています。

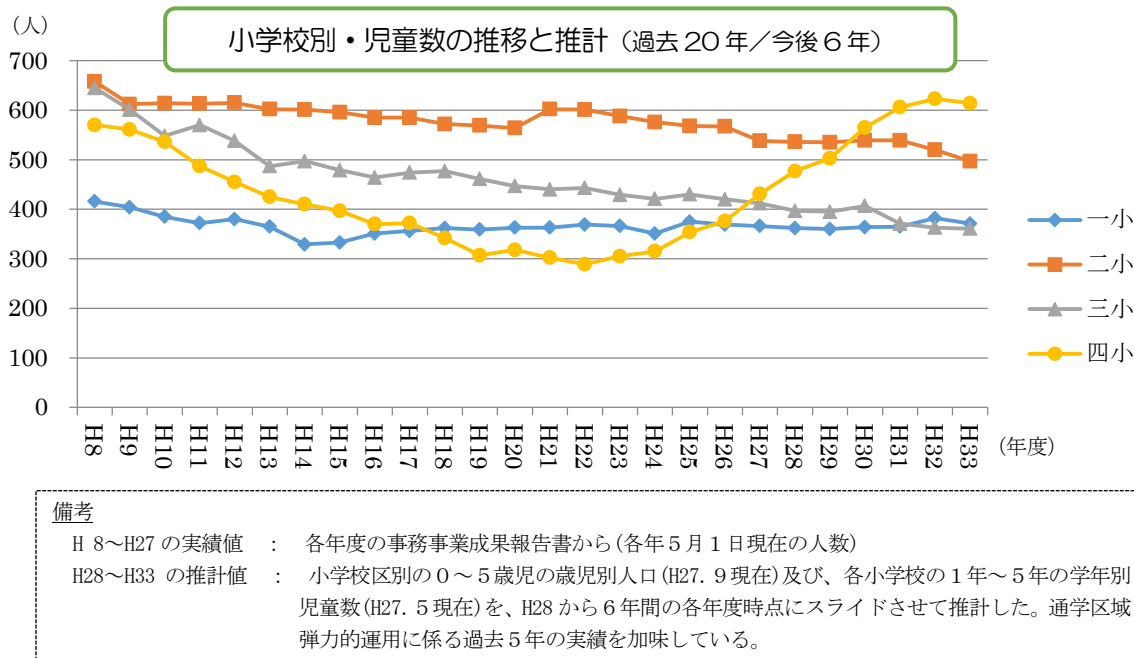
しかしながら、支援学級の増加や少人数学級の実施、習熟度別授業の実施による余裕教室の活用などにより、児童生徒数の減少にかかわらず教室の余剰は限定的な状況です。



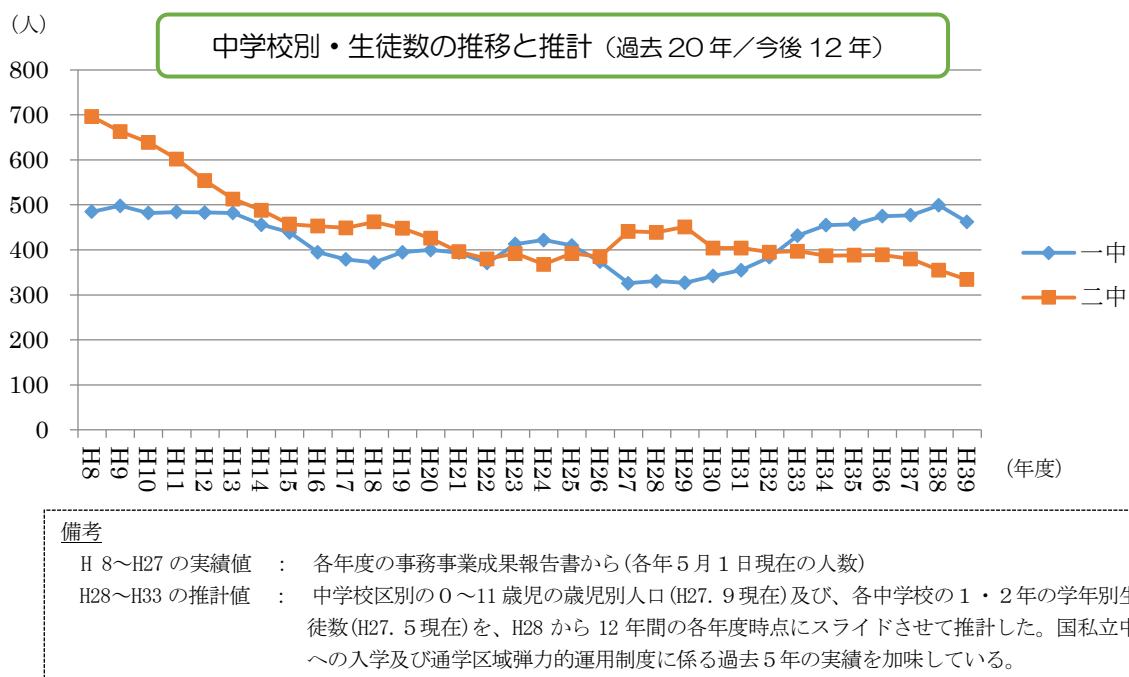
出典：各年度の事務事業成果報告書（各年 5 月 1 日現在の人数）

小学校別にみると、近年の大型マンション建設などの住宅開発に伴い、第四小学校では、今後の数年間、一時的かつ急激な児童数の増加が予想されます。

一方、第一小学校はほぼ横ばい、第二小学校では減少が続く見込みです。第三小学校も減少傾向ですが、校区内における住宅開発の動向によっては、一時的な増加が想定されます。



中学校別にみると、第一中学校では当面増加傾向が続く見込みであるのに対し、第二中学校では減少が予想されます。



下表は、小・中学校における直近の利用状況と経常的な施設運営経費の状況を示したものです。

(直近の利用状況と経常的な施設運営経費の状況 (小・中学校))

施設名	利用状況 (H27.5.1 現在)			施設運営経費 (平成26年度決算額に基づく概算)				
	児童生徒数	学級数	保有普通教室数	支出額 (a)	収入額 (b)	町の負担額		
						(c)=(a)-(b)	利用者一人あたり年額 (d)	日額 (e)
第一小学校	366	12(4)	19	2億 2741万円	-	2億 2741万円	13万円	640円
第二小学校	538	16(7)	27					
第三小学校	412	12(5)	26					
第四小学校	431	14(5)	20					
第一中学校	326	10(3)	22	7525万円	-	7525万円	10万円	484円
第二中学校	441	13(3)	24					

備考

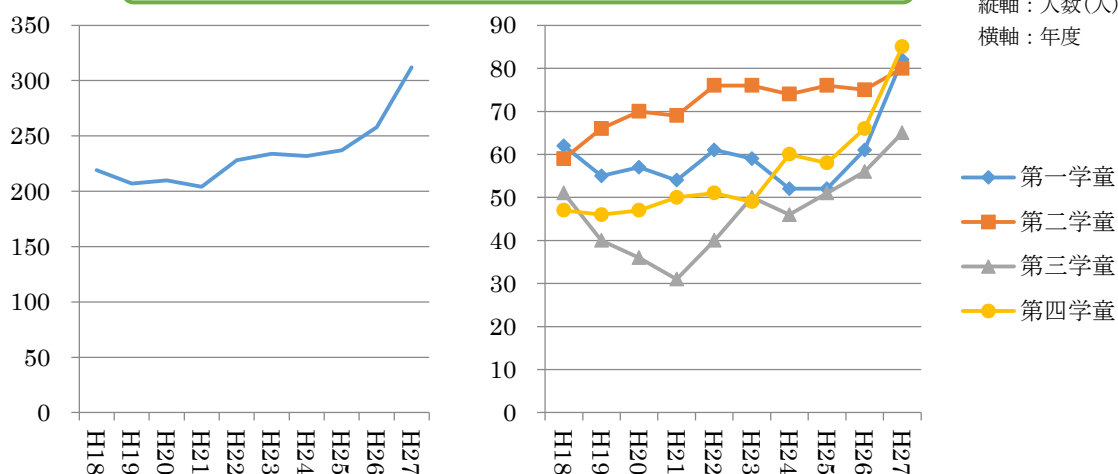
- ・「学級数」のカッコ内は、支援学級数 (二小・二中の分教室を除く・外教)。
- ・「保有普通教室数」は、普通教室サイズの教室の数 (現状の用途を問わない)。
- ・(a)は、小・中学校費における、人件費・維持管理費などの経常的経費 (施設整備事業に係る費用や就学援助費は含まない)。また、府費負担教職員の人件費は、町予算から支出していない。
- ・利用者一人あたりの年額(d)・日額(e)は、小中学校の年間開設日数を 205 日として、次のとおり算出した。

小学校 : (d)=(c)/1,732 人 (H26.5.1 現在の児童数)、(e)=(c)/(1,732 人×205 日)

中学校 : (d)=(c)/759 人 (H26.5.1 現在の生徒数)、(e)=(c)/(759 人×205 日)

次に、学童保育室においては、女性の社会進出の進展などによる保育ニーズの高まりから、現在、一部の学童保育室で待機事案が発生しており、この解消が課題となっています。あわせて、受入対象学年を6年生まで拡大させることが、今後の検討課題となっています。

学童保育利用児童数の推移 (左は町全体/右は学校別)



出典：各年度の事務事業成果報告書及び子育て支援課資料 (各年4月1日現在の人数)

下表は、学童保育室における直近の利用状況と経常的な施設運営経費の状況を示したものです。

(直近の利用状況と経常的な施設運営経費の状況 (学童保育室))

施設名	利用状況 (H27.4.1 現在)			施設運営経費 (平成26年度決算額に基づく概算)				
	定員	利用人数	利用率	支出額 (a)	収入額 (b)	町の負担額		
						(c)=(a)-(b)	利用者一人あたり	
		年額 (d)	日額 (e)					
第一学童保育室	55	82	149.1%	7064 万円	3432 万円	3632 万円	14 万円	480 円
第二学童保育室	55	80	145.5%					
第三学童保育室	55	65	118.2%					
第四学童保育室	55	85	154.5%					

備考

- ・(a)は、学童保育事業における、人件費・維持管理費などの経常的経費 (工事請負費は含まない)。
- ・(b)は、保育料、府補助金。
- ・利用者一人あたりの年額(d)・日額(e)は、学童保育室の年間開設日数を 293 日として、次のとおり算出した。
(d)=(c)/258 人 (H26.4.1 現在の利用人数)、(e)=(c)/(258 人×293 日)

▶住民意識調査の結果から

「今後、町が優先的に維持・充実させるべき施設」として「学校」を選んだ人は 53.6%にのぼり、幅広い世代で高い優先意向が示されています。

イ 今後の基本的な方針

i) 施設の保有量に関する方針

・児童生徒数の推移に基づく当面の対応

町全体で見れば、今後 10 年程度の間は、児童生徒数は横ばいまたは微増で推移する見込みですが、学校別にみると、前述のとおり、増減の傾向は学校ごとに大きく異なります。

今後、一部の学校では、余裕教室の活用方法などを精査しても必要教室数が不足する可能性もあるため、必要に応じ通学区域の変更やプレハブ教室の設置なども含めた検討を行い、町全体で受け入れ体制を確保することとします。

・学童保育室の需要増への対応

一部の学童保育室では待機児童が発生しており、この解消が喫緊の課題となっています。

このため、校舎内における各教室の稼働状況を把握し、余裕教室の活用方法を精査するなどにより、できる限り校舎内で受入スペースが確保できるよう努めるとともに、場合により、周辺の公共施設などを利用することも含めた検討を行います。

あわせて、学童保育室においては、今後、受入対象学年の拡大に向けた検討も必要である

ことから、学校ごとの保有教室数や今後の児童数の推移などを踏まえてスペースの確保方を講じるとともに、効率的な運営方法に係る検討や放課後子ども教室との連携を進めます。

• **長期的な児童生徒減や施設の更新費用を見据えた対応**

少子化の進行や、町内で今後住宅開発が想定される土地には限りがあることなどから、長期的には、児童生徒数は減少すると考えられます。

また、町の学校施設は、今後20年以内に大半の建物が築50年を経過することになり、この更新には莫大な費用を要する見込みです。現在町が保有している学校施設（校舎及び体育館）を、すべて同規模で新築した場合、概算で総額約126億円以上の費用を要すると想定されます（1㎡あたり費用33万円と仮定した場合の単純試算）。

これらのことから、今後の施設数や保有面積の削減は避けられない課題であり、将来を見据えて学校規模の適正化に向けた検討を行う必要があります。

今後、国の手引を参考に、本町における住宅開発の動向や児童・生徒数の推移などを注視・分析しながら、施設数や延べ床面積の削減など、将来にわたって適正な学校規模と良好な教育環境を維持するための検討を行います。

また、他の小規模施設に関し、機能の維持を前提とした統廃合を検討する際には、学校敷地内のスペースで当該施設の機能を引き継げるかの検討を行うなど、教育施設としての環境を適切に維持しながら、地域の拠点施設としての多機能化を推進します。

ii) 施設の維持保全に関する方針

校舎などの建物については、建築基準法に基づき3年に1度、一級建築士などの資格者により、建築物の損傷・腐食・劣化などの点検を行います。

建築設備についても、各種法令に基づき定期的に点検を行います。特に重大な事故につながりかねない箇所（天井などの非構造部材、プールの排水口など）については、国が示す指針に基づき、毎年、職員による目視などによる点検を行います。

あわせて、国の手引を参考にしながら、長寿命化計画の策定について検討します。

(3) 町営住宅

ア 現状と課題

(施設の保有量・建設年度・耐震化状況などの概要)

施設名	所在地	区分	建設年度	構造	階数	戸数	耐震化状況	延床面積(m ²)	敷地面積(m ²)
緑地公園住宅	山崎二丁目1番8号	—	H15(2003)	RC造	10	134	新耐震基準	10,247.94	13,500.00
御茶屋住宅	広瀬二丁目9番23号	A号棟	S52(1977)	PC造	2	4	補強不要	233.74	649.50
		B号棟	S52(1977)	PC造	2	4		233.74	
合計	—	—	—	—	—	142	—	10,715.42	14,149.50

注：緑地公園住宅の延床面積は、集会所部分(328.02 m²)を除いたもの。
御茶屋住宅の敷地面積には、敷地内通路の面積を含まない。

▶施設の役割と保有量

町では、経済的な理由などにより住宅に困窮している方に、健康で文化的な居住生活を営んでいただくことを目的として、2か所の町営住宅を設置しています。

このうち、緑地公園住宅は、昭和27(1952)年から35(1960)年にかけて町内5か所(半坂・滝谷・鈴谷・岸ノ下・鶴ヶ池)に分散して建設された町営住宅を廃止・集約化し、建設されたものです。

なお、町内の公営住宅としては、上記のほかに、大阪府営島本江川住宅(24棟・計564戸)があります。

▶老朽化、耐震化などの状況

緑地公園住宅は、建設後10年以上が経過し、附帯設備の老朽化や構造躯体の軽微な収縮亀裂・白華(エフロレッセンス※)などが年々目立つようになってきているため、計画的なメンテナンスが必要です。

御茶屋住宅は、平成23(2011)年度に耐震診断を行い、必要な耐震性能を満たしていることを確認していますが、建設後約40年近くが経過し、施設・設備ともに老朽化が進んでおり、外壁等の補修工事や設備の更新工事が必要となっています。

このような状況を踏まえ、町では平成25(2013)年3月に「島本町営住宅長寿命化計画」(平成25(2013)～34(2022)年度の10年計画)を策定しました。

この計画に基づき、国の交付金なども活用しながら、町営住宅の予防保全的な修繕・改善事業を行うことで、居住性・安全性等の維持・向上を図り、長期的な活用を図ることとしています。

※ エフロレッセンス…コンクリートの表面などに発生する白色の物質。発生してもコンクリート強度に問題はない。

▶利用状況と維持管理経費の状況

あき家はなく、あき家待ち登録者は25名（平成27(2015)年10月1日現在）となっています。

町営住宅の経常的な維持管理経費は、住宅使用料（家賃）や共益費などで賄っており、差額は、緑地公園住宅を建設した際の借金の返済などに充てています。

施設名	利用状況（H27.4.1現在）			経常的な施設運営経費（平成26年度決算額に基づく概算）		
	戸数	入居戸数	入居率	支出額(a)	収入額(b)	町の負担額(c)=(a)-(b)
緑地公園住宅	134	134	100%	987万円	6833万円	△5846万円
御茶屋住宅	8	8	100%			

備考

- ・(a)は、町営住宅管理事業における維持管理費などの経常的経費。
- ・(b)は、住宅使用料、駐車場使用料、共益費など。

▶住民意識調査の結果から

「今後、町が優先的に維持・充実させるべき施設」として「町営住宅」を選んだ人は4.1%にとどまっています。

イ 今後の基本的な方針

i) 施設の保有量に関する方針

今後、府営島本江川住宅も含めた町内における公営住宅ストックに対する需要の動向や、利用者の意向などを十分踏まえながら、将来の町営住宅のあり方を検討することとします。

ii) 施設の維持保全に関する方針

「町営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕対策を講じます。

あわせて、緑地公園住宅については、建築基準法に基づき3年に1度、一級建築士などの資格者により、建築物の損傷・腐食・劣化などの点検を実施するとともに、必要に応じ修繕などの対応を行います。

御茶屋住宅についても、適宜、職員の近接目視による点検を行い、劣化が顕著な箇所から優先的に修繕を実施します。

また、施設の管理・運営については、指定管理者制度に関し、他市町の導入事例を参考にしながら調査研究を進めます。

(4) 庁舎施設（役場庁舎・消防庁舎など）

ア 現状と課題

▶施設の役割、担っている機能

（役場庁舎）

町の主たる事務所であり、各種手続に係る住民窓口、様々な部局の執務室や町議会の議場などで構成されています。また、町の災害対策の拠点機能も有しています。

（消防庁舎）

町における火災の鎮圧や予防、救急救助活動や各種災害対策の拠点施設であり、通信指令室や執務室、車庫などで構成しています。

（上下水道部庁舎）

上下水道部庁舎は、上下水道に係る窓口、執務室及び水質試験室として使用しています。

▶保有量と老朽化、耐震化などの状況

施設名	所在地	建設年度	構造	階数	耐震化	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)
役場庁舎	桜井二丁目 1番1号	S47(1972)	RC造	地上3 地下1	未	4,728.43	6,202.06
消防庁舎	若山台一丁目 2番5号	S53(1978)	RC造	3	済	1,036.30	2,422.01
上下水道部 庁舎	広瀬三丁目 11番24号	H7(1995)	RC造	地上2 地下1	済※	563.62	656.00
合計	—	—	—	—	—	6,328.35	9,280.07

※ 庁舎下部の土木構造物（浄水池）は耐震化が必要です。

（役場庁舎）

建設後40年以上が経過し老朽化が進行しているほか、必要な耐震性能を満たしていません。耐震改修を行った場合、多額の費用を要するにもかかわらず、耐震壁の設置により事務所空間が狭くなるなどの課題もあり、耐震化を図るためには、建替も選択肢として検討する必要があります。

（消防庁舎）

建設後40年近くが経過し老朽化が進行していますが、平成25(2013)年度に耐震補強工事を実施しており、必要な耐震性能を満たしています。女性用の勤務設備などが今後の課題です。

(上下水道部庁舎など)

上下水道部庁舎は比較的新しく、庁舎部分は新耐震基準の建物ですが、庁舎の下部が浄水池となっているため、建物全体としての耐震性能が確保されていません。

▶住民意識調査の結果から

「今後、町が優先的に維持・充実させるべき施設」として、12.3%の人が「行政（役場庁舎など）」を選んでいきます。

イ 今後の基本的な方針

i) 施設の保有量に関する方針

役場庁舎については、建替も含めた検討が必要ですが、庁舎の建替には多額の費用が必要となるため、その時期や手法などについては今後の財政動向などを見極めながら、慎重に検討することとします。

なお、建替を行う際には、他の施設の機能を担うことによる多機能・複合化も含めた検討を行います。

ii) 施設の維持保全に関する方針

すべての施設について、専門家による法定点検のほか、適宜、職員による点検などを行い、劣化が顕著な箇所から優先的に修繕を実施することで、施設の機能保全を図ることとします。

なお、上下水道部庁舎については、下部の浄水池を廃止し、耐震補強を行うことにより、建物全体の耐震性能を確保します。

(5) 集会施設（第二コミュニティセンター・自治会集会所など）

ア 現状と課題

▶施設の役割、担っている機能

地域住民や各自治会の集会などの活動に利用されています。災害時の避難場所や、選挙の際の投票所としての役割を担う施設もあります。

▶保有量と老朽化、耐震化などの状況

第二コミュニティセンターは、建設後約 30 年が経過し、補修の必要な箇所が発生しています。町所有の自治会集会所についても、約半数が建設後 30 年以上の建物となっています。

施設名	所在地	建設年度	構造	階数	耐震化	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)
第二コミュニティセンター	山崎三丁目 2番5号	S58(1983)	鉄骨造	1	新耐震 基準	360.58	385.15
緑地公園住宅集会所	山崎二丁目 1番9号	H15(2003)	RC造	1	新耐震 基準	328.02	町営住宅 の敷地内
柴田自治会集会所	広瀬二丁目 13番23号	S46(1971)	木造	1	未	33.12	児童公園 の敷地内
三晃自治会集会所	広瀬二丁目 11番13号	S49(1974)	木造	1	未	43.74	100.15
楠自治会集会所	青葉一丁目 24番14号	S53(1978)	鉄骨造	1	未	70.78	143.50
青葉会・シャルマンコーポ 水無瀬自治会集会所	青葉三丁目 12番6号	S58(1983)	RC造	2	新耐震 基準	300.52	427.43
新水無瀬万葉自治会集会所	広瀬四丁目 24番4号	S59(1984)	RC造	1	新耐震 基準	75.00	154.75
ユニライフ山崎Ⅱ集会所	山崎二丁目 1番5号	S59(1984)	鉄骨造	1	新耐震 基準	147.22	292.80
山崎柴田自治会集会所	山崎四丁目 8番12号	S63(1988)	木造	1	新耐震 基準	58.82	111.52
楠公自治会集会所	青葉一丁目 19番22号	H2(1990)	鉄骨造	1	新耐震 基準	73.50	67.00
東大寺三丁目自治会集会所	東大寺三丁目 8番10号	H6(1994)	鉄骨造	1	新耐震 基準	161.84	248.92
御所ノ内自治会集会所	桜井四丁目 9番12号	H6(1994)	鉄骨造	1	新耐震 基準	56.90	122.43
桜井台自治会集会所	桜井台 1番3号	H6(1994)	鉄骨造	1	新耐震 基準	112.91	388.00
百山自治会集会所	百山 10番7号	H16(2004)	木造	1	新耐震 基準	69.70	102.24
東大寺自治会集会所	東大寺二丁目 25番7号	H21(2009)	木造	1	新耐震 基準	183.82	201.93
合計	—	—	—	—	—	2,076.47	2,745.82

▶利用状況と維持管理経費の状況

第二コミュニティセンターと緑地公園住宅集会所は、周辺地域を中心としながらも住民全体を利用対象としています。町所有の自治会集会所は、原則として当該自治会の会員を利用対象としています。

第二コミュニティセンターは、周辺地域の自治会などから選出される委員で組織する管理運営委員会に町が補助金を交付し、管理運営していただいています。管理運営委員会では、営利事業者も含めた貸館を行い、収入を維持管理費に充当されています。利用件数は年間 900～1200 件程度となっています。

緑地公園住宅集会所は、維持管理の一部をシルバー人材センターに、利用受付をふれあいセンターの指定管理者に委託する形で運営しています。利用件数は年間 400 件程度となっています。

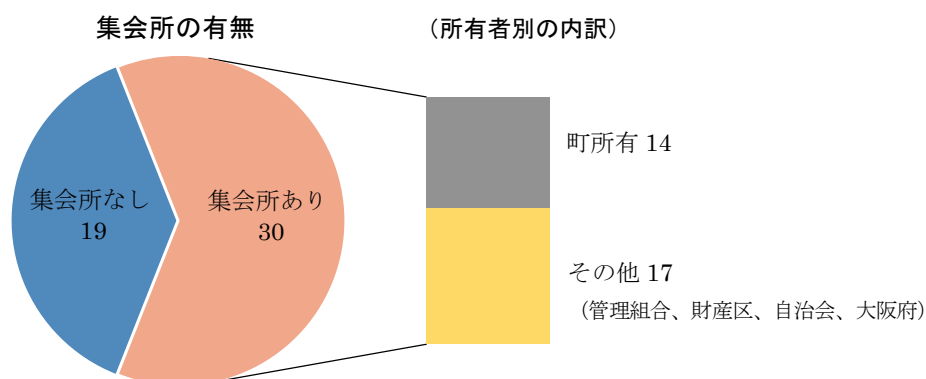
(利用状況と施設運営に係る費用)

施設名	利用状況（平成 26 年度）			施設運営に係る費用（平成26年度決算額に基づく概算）			
	年間 利用 件数	年間 開館 日数	一日平均 利用件数	支出額 (a)	収入額 (b)	町の負担額 (c)=(a)-(b)	利用一件 あたり
第二コミュニティセンター	946	305	3.1	135 万円	0 円	135 万円	1427 円
緑地公園住宅集会所	424	357	1.2	124 万円	55 万円	69 万円	1627 円

備考

- ・第二コミュニティセンターの(a)は、町からの補助金のうち経常分（施設改修分を含まない）。
- ・緑地公園住宅集会所の(a)は、緑地公園住宅集会所管理事業における維持管理費などの経常的経費。(b)は、使用料。

町所有の自治会集会所は、施設の管理運営や修繕に係る費用を負担していただく条件のもと、町から各自治会に無償でお貸ししています。町内 49 自治会のうち、30 自治会が集会所を持っており、うち 14 自治会が町所有の集会所を使用しています。



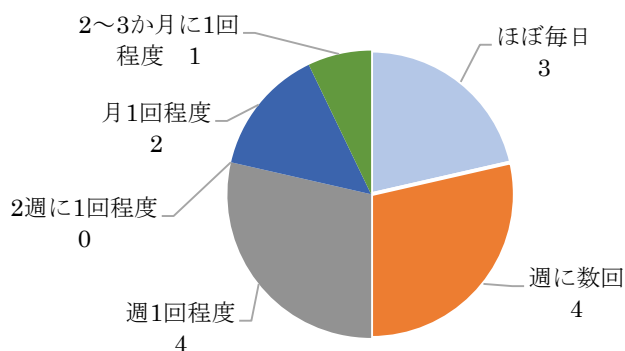
出典：コミュニティ推進課による自治会アンケート結果

注：グラフ中の数値は自治会数。

複数の集会所をもつ自治会があるため、「集会所あり」の自治会数と「所有者別の内訳」の合計は整合しない。

町所有の集会所を使用する 14 自治会における、集会所の使用頻度は次のとおりです。週に数回以上利用する自治会が半数を占める一方で、月 1 回程度または 2～3 か月に 1 回程度の利用にとどまる自治会もあり、施設の利用状況にはばらつきがみられます。

集会所の利用頻度（町所有の集会所を利用する自治会）

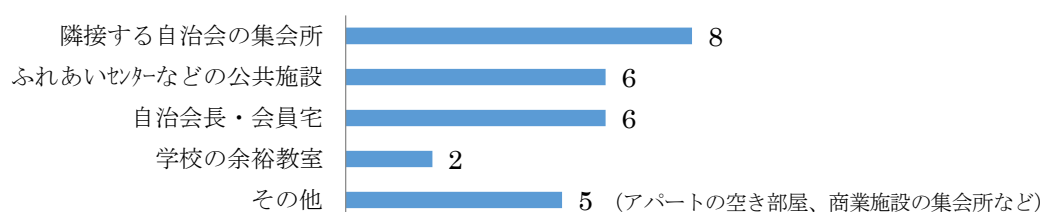


出典：コミュニティ推進課による自治会アンケート結果

注：グラフ中の数値は自治会数。複数の集会所をもつ場合、町所有の集会所の利用頻度のみ計上。

集会所を持たない 19 自治会が、集会の際に使用する場所としては、隣接する自治会の集会所を利用する自治会が最も多く、次いで、ふれあいセンターなどの公共施設や自治会長・会員宅となっています。

集会所を持たない自治会が集会の際に利用する施設



出典：コミュニティ推進課による自治会アンケート結果

注：グラフ中の数値は自治会数。複数回答あり。

▶住民意識調査の結果から

「今後、町が優先的に維持・充実させるべき施設」として、「貸室・集会など」を選んだ人は 6.0%にとどまっています。

イ 今後の基本的な方針

老朽化が進行している施設については、今後、利用動向や防災対策上の位置づけ、地元自治会の意向などを十分踏まえながら、集会の際に周辺の公共施設を利用させていただくことなども含めた検討を行います。

第二コミュニティセンターについては、管理運営委員会とも協議させていただきながら、今後の施設のあり方を検討することとします。

(6) スポーツ・レクリエーション施設（町立体育館・キャンプ場）

ア 現状と課題

（保有量・建設年度・耐震化状況などの概要）

施設名	所在地	建設年度	構造	耐震化 の状況	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	設備
町立体育館	桜井二丁目 11番22号	S56(1981)	RC造	未	1,286.17	1,791.00	第1～3体育室、 トレーニングルーム、研修室
町立キャンプ 場	大字大沢 79番地の3	S49(1974)	—	—	—	1,088.00	テント7張、食堂、トイレ、 ファイヤースタッフ、管理員室など

▶施設の役割、担っている機能

町立体育館は、町におけるスポーツ活動の振興や、住民の健康・体力づくりなどを図るための拠点施設として設置しています。

町立キャンプ場は、青少年などが、自然の中で集団生活やレクリエーション活動を体験するための施設として設置しています。

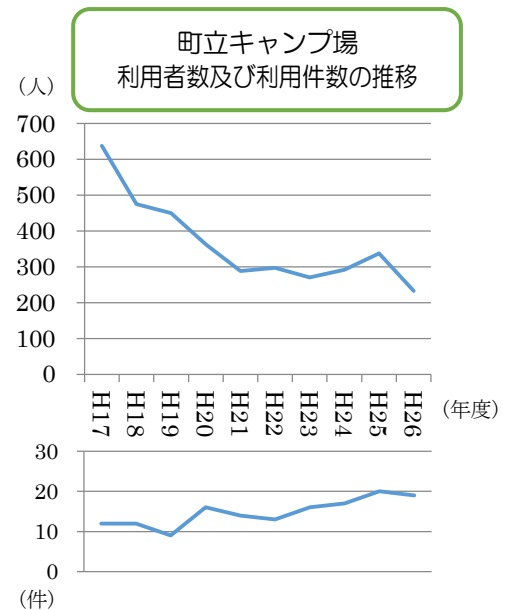
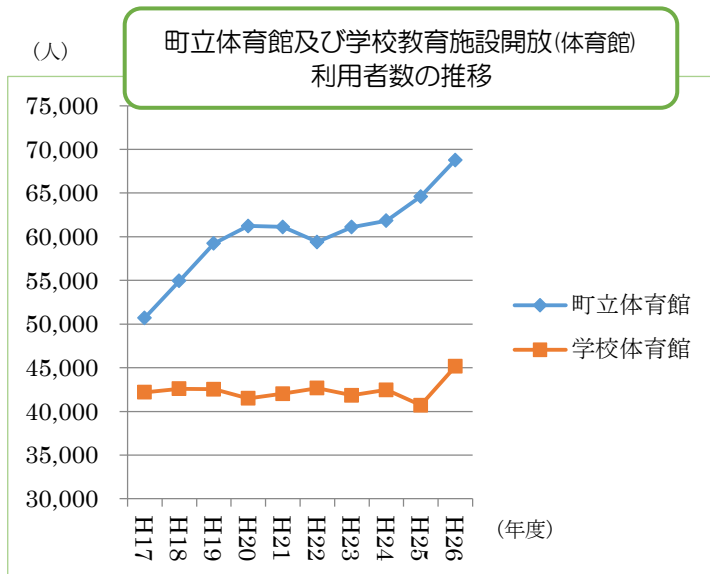
▶老朽化、耐震化などの状況

町立体育館は建設から30年以上、キャンプ場は開設から40年以上が経過しており、施設・設備の老朽化が進行しています。また、町立体育館は耐震診断が未実施となっています。

▶利用状況と維持管理経費の状況

町立体育館の利用人数は、過去10年間で約1.3倍に増加しています。民間への運営委託により効率的な運営に努めていますが、用地が借地であるため毎年借地料の負担が生じています。（町立学校の体育館も夜間と土日、スポーツなどの利用に供していますが、その利用人数はほぼ横ばいとなっています。）

町立キャンプ場の利用人数は、過去10年間で大きく減少しています（一方で、利用件数は増加傾向）。



出典：各年度の事務事業成果報告書

注：「学校体育館」とは、学校教育施設開放事業における、町内6校の体育館利用者数の合計

(利用状況と施設運営に係る費用)

施設名	利用状況 (平成 26 年度)			施設運営に係る費用 (平成26年度決算額に基づく概算)			
	年間 利用 人数	年間 開館 日数	一日平均 利用人数	支出額 (a)	収入額 (b)	町の負担額 (c) = (a) - (b)	
町立体育館	68,779	347	198	2390 万円	355 万円	2035 万円	296 円
町立キャンプ場	233	62	4	255 万円	37 万円	218 万円	9356 円

備考

- ・町立体育館の(a)は、スポーツ施設管理貸出事業における維持管理費などの経常的経費 (学校教育施設開放等に係る費用を含まない)。
- ・町立キャンプ場の(a)は、キャンプ場事業における維持管理費などの経常的経費。
- ・(b)は、使用料、大阪府委託金など。

▶住民意識調査の結果から

「今後、町が優先的に維持・充実させるべき施設」として、14.8%の人が「スポーツ (体育館など)」を選んでいますが。「レクリエーション (キャンプ場など)」を選んだ人は6.6%にとどまっています。

イ 今後の基本的な方針

i) 施設の保有量に関する方針

町立体育館は、用地が借地であることなどから、耐震化に際しては移転新築も含めた検討が必要ですが、建替には多額の費用を要するため、現施設の耐震診断を行い、その結果も踏まえて今後の方向性を検討することとします。

なお、建替を行う場合は、町財政の動向も十分踏まえながら、施設の必要面積及び機能などを見極め、移転新築や学校体育館との合築なども含めた検討を行います。

町立キャンプ場については、施設の利用状況及び維持管理に要する費用、近隣地域における同種のレクリエーション施設の分布や利用状況などの分析を行うとともに、町が将来にわたって当該施設を保有し続けることの妥当性も含めた検討を行います。

ii) 施設の維持保全に関する方針

専門家による法定点検のほか、職員の近接目視などによる点検を毎年実施し、劣化が顕著な箇所から優先的に修繕を行うことで、施設の機能保全を図ることとします。

(7)

その他の福祉・教育・文化関連施設（ふれあいセンター、人権文化センター、教育センター、歴史文化資料館、やまぶき園）

ア 現状と課題

▶施設の役割、担っている機能

（ふれあいセンター）

保健・福祉・生涯学習などの機能を有する複合施設で、構成は次のとおりです。

- （1階）ケリヤホール（300人収容）、保健センター機能（集団検診室など）など
- （2階）年長者福祉センター（浴室、休憩コーナーなど）、障害者・高齢者のための諸室（水訓練室、機能回復訓練室、軽体育室など）、地域包括支援センター（介護予防など高齢者への総合的な支援を行う）など
- （3階）生涯学習のための諸室（貸室）、ボランティア情報センターなど
- （4階）町立図書館など

また、防災行政無線の親局（基幹放送局）設備が設置され、町の災害対策の拠点機能も有しています。

（人権文化センター）

人権に関する相談・啓発・交流事業のほか、地域の諸活動のための貸室や、学習支援など青少年向けの事業も実施しています。

行政サービスコーナーとして、住民票の写しなどの発行や町立図書館の図書などの返却受付も行っています。

（教育センター）

教育相談や発達相談、不登校児童・生徒の学校復帰支援のための適応指導を行っています。教職員などの会議や研修などの場としても活用されています。

（歴史文化資料館）

郷土の歴史・考古・民俗資料を展示しています。

年に数回、館内で講演会やコンサートを開催するほか、正面広場はにぎわいづくりのためのイベントなどにも活用されています。

平成27(2015)年8月、国登録有形文化財（建築物）に登録されました。

（やまぶき園）

知的障害者（18歳以上）を主な対象者とする通所施設として、「生活介護」「就労継続支援B型」「特定相談支援事業」の3つのサービスを行っています。

▶保有量と老朽化、耐震化などの状況

(保有量・建設年度・耐震化状況などの概要)

施設名	所在地	建設年度	構造	階数	耐震化の状況	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)
ふれあいセンター	桜井三丁目4番1号	H8(1996)	RC造	地上4 地下1	新耐震基準	9,213.00	15,346.38
人権文化センター	広瀬二丁目22番27号	S53(1978)	RC造	2	補強不要	701.35	1,312.84
教育センター	広瀬三丁目1番30号	S40(1965)	RC造	2	未	414.70	357.02
歴史文化資料館	桜井一丁目3番1号	S16(1941)	木造	1	未	416.16	2,289.00
やまぶき園	青葉二丁目12番14号	S48(1973)	鉄骨造	2	未	837.82	833.55

(ふれあいセンター)

町の公共施設の中では比較的新しい施設で、新耐震基準の建築物であるとともに、バリアフリー対応施設となっていますが、建設後約20年が経過し、補修の必要な箇所が発生しています。

このため、平成27(2015)年度には屋上防水・外壁改修に向けた調査・設計を実施するとともに、計画的な予防保全による施設の長寿命化をめざし、施設全体の修繕計画策定に向けた作業を進めています。

(人権文化センター)

建設後30年以上が経過し、維持補修の必要な箇所が発生していますが、平成26年度に耐震診断を実施し、必要な耐震性能(地震の際に緊急避難場所として使用できる水準)を有していることを確認しています。

(教育センター)

民間金融機関が建設した建物を購入し、昭和53(1978)年に町立図書館とした後、大規模改修を行い、平成9(1997)年から現在の用途に転用しています。

建設後50年が経過し、老朽化が進行しています。また、平成27(2015)年度に耐震診断を実施しています。

(歴史文化資料館)

史跡桜井駅跡の記念館(麗天館)として昭和16(1941)年に建設された建物で、平成16(2004)年に大阪府から無償譲渡を受けた後、大規模改修を行い、平成20(2008)年に資料館として開館しました。

今後、必要な耐震性能を有しているかの診断を行う必要があります。また、空調設備がないため、夏季及び冬季は、館内での催し物などの使用は困難な状況です。

(やまぶき園)

旧保育所施設を大規模改修し、平成4(1992)年から現在の用途に転用しています。建設後40年以上が経過し、老朽化が進んでいることに加え、アスベスト使用(天井裏・封じ込め処理済)、必要な耐震性能を有しているか確認できないなどの課題があります。

耐震診断を行う場合、既に封じ込め処理したアスベストの部分的除去及び復旧作業が必要で多額の費用を要するほか、一時的に施設が使用不可となることから、耐震診断の実施自体が困難な状況です。

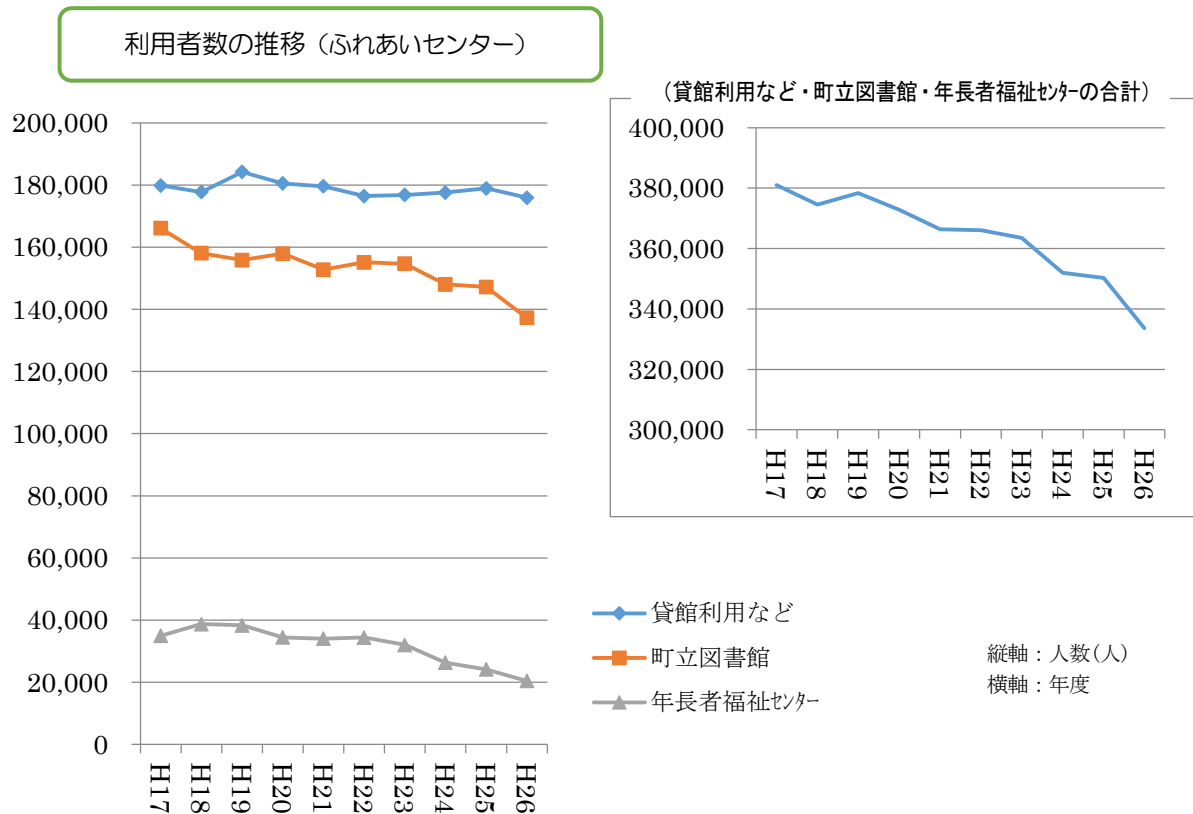
また、施設の性質上、現行施設の耐震補強や現地での建替をする場合、工事期間中に施設を休所することは不可能であることから、仮設施設の建設が必要になるなどの課題があり、移転・建替も含めた検討が必要となっています。

▶利用状況と維持管理経費の状況

(ふれあいセンター)

町内で最も利用者数の多い公共施設であり、図書館などの利用者をあわせると、年間30万人以上の来館者がありますが、過去10年間でみると利用者数は減少傾向にあります。

平成20(2008)年12月から指定管理制度を導入しています(図書館などの運営は町直営)。



出典：各年度の事務事業成果報告書

(人権文化センター)

年間の利用者数は概ね2万人前後で推移しており、貸館の定期利用団体が利用者の大部分を占めています。

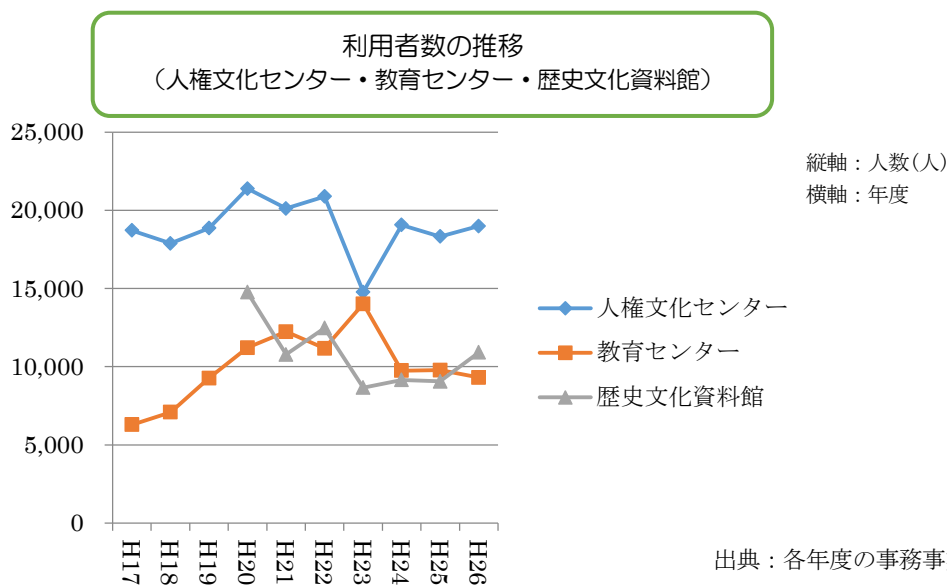
町直営で管理運営を行い、原則として平日の昼間時間帯のみ開館していますが、夜間や土日も含めた利用時間の拡大が検討課題となっています。

(教育センター)

年間の利用者数は概ね1万人前後で推移しています。このうち、教育相談や発達相談、適応指導に係る利用は全体の1割程度で、その他は教職員による研修や会議などの利用となっています。町直営で管理運営を行っています。

(歴史文化資料館)

開館初年度(平成20(2008)年度)には約1万5000人の入館者がありましたが、近年では概ね1万人前後で推移しています。町直営で管理運営を行っています。



下表は、ふれあいセンターほか3施設における直近の利用状況と経常的な施設運営経費の状況を示したものです。

(直近の利用状況と経常的な施設運営経費の状況)

施設名	利用状況 (平成 26 年度)			施設運営経費 (平成 26 年度決算額に基づく概算)			
	年間 利用人数	年間 開館 日数	一日平均 利用人数	支出額 (a)	収入額 (b)	町の負担額	
						(c)=(a)-(b)	利用者一人 あたり
ふれあいセンター	335,318	357	939	1億9739万円	1584万円	1億8155万円	541円
人権文化センター	18,986	261	73	3146万円	774万円	2372万円	1249円
教育センター	9,308	244	38	766万円	—	766万円	823円
歴史文化資料館	10,913	297	37	826万円	7万円	819万円	750円

備考

ふれあいセンター

- ・「年間利用人数」は、貸館利用など・町立図書館・年長者福祉センターの合計。
- ・(a)は、ふれあいセンター管理費(指定管理委託料などの維持管理費)、生涯学習に関する諸室及び図書館の運営費用(人件費・維持管理費)、年長者福祉センター事業費(維持管理費)の合計(施設改修などに係る費用を含まない)。
- ・(b)は、使用料、各教室等参加負担金など。

人権文化センター

- ・(a)は、人件費・維持管理費などの経常的経費(施設改修などに係る費用を含まない)。
- ・(b)は、使用料、国・府補助金など。

教育センター

- ・(a)は、人件費・維持管理費などの経常的経費(施設改修などに係る費用を含まない)。

歴史文化資料館

- ・(a)は、人件費・維持管理費などの経常的経費(施設改修などに係る費用を含まない)。
- ・(b)は、文化財紹介冊子販売、コピー使用料など。

(やまぶき園)

町内にある5つの障害者通所施設(うち4つは民間施設)の利用者は約80人ですが、やまぶき園にはこのうち半数弱の方が利用し、利用者数は近年35人前後で推移しています。

平成4(1992)年度の開設当初から公設民営施設として社会福祉法人が運営にあっており、平成18(2006)年度からは指定管理者制度を導入しています。

施設名	利用状況 (H26.4.1 現在)			施設運営経費 (平成26年度決算額に基づく概算)				
	定員	利用 人数	利用率	支出額(a)	収入額(b)	町の負担額		
						(c)=(a)-(b)	利用者一人あたり	
							年額(d)	日額(e)
やまぶき園	40	35	87.5%	9284万円	5248万円	4036万円	115万円	4707円

備考

- ・(a)は、指定管理委託料及びサービス費などの経常的経費。
- ・利用者一人あたり年額(d)・日額(e)は、やまぶき園の年間開設日数を245日として、次のとおり算出した。

$$(d)=(c)/35 \text{ 人 (H26.4.1 現在の利用人数)}、(e)=(c)/(35 \text{ 人} \times 245 \text{ 日})$$

▶住民意識調査結果から

「今後、町が優先的に維持・充実させるべき施設」として、26.7%の人が「高齢者福祉（ふれあいセンター2階の福祉フロアなど）」を、26.1%の人が「図書館」を選んでおり、比較的優先意向が高い結果となっています。

また、12.3%の人が「保健（ふれあいセンター1階の保健ゾーンなど）」を、12.1%の人が「障害者福祉（やまぶき園など）」を選んでいきます。

一方、「ホール（ケリヤホール）」を選んだ人は8.2%、「文化財などの展示（歴史文化資料館）」は6.8%、ふれあいセンターの貸館を含む「貸室・集会など」は6.0%、「啓発や相談など（人権文化センター・教育センターなど）」は3.7%にとどまっています。

イ 今後の基本的な方針

i) 施設の保有量に関する方針

公共施設の管理に関する基本的な考え方における「機能の少ない小規模な施設は、できる限り多機能・複合化施設に統合する」という方針に基づき、施設数及び面積の削減に向けた検討を行います。検討にあたっては、「住民ニーズを踏まえた新たな機能」の付加や、部分的な転用なども視野に入れることとします。

また、各施設の実情や他の自治体の事例などを踏まえながら、施設の管理運営に対する民間活力の導入方策についても検討します。

（ふれあいセンター）

新たな機能への部分的な転用なども視野に、各室の利用状況なども踏まえながら、更なる多機能化に向けた検討を行います。

（人権文化センター）

新たな機能を担うことも含めた検討を行います。あわせて、利用時間の拡大や管理運営の効率化に向けた検討を行います。

（教育センター）

建設後 50 年が経過していることから、耐震性能、施設規模及び利用状況を踏まえ、今後他の施設への機能移転なども含めた検討を行います。

（歴史文化資料館）

まちのにぎわいづくりに資する活用を更に進めるなど、多機能化に向けた検討を行います。

（やまぶき園）

アスベスト使用の状況などから耐震化が困難で、仮設施設の必要性などから現地での建替

も困難であるため、移転に向けた検討を行います。

施設整備にあたっては、新たな機能（サービス）の追加などについて検討するとともに、整備費の財源確保を図るため、民間法人による整備・運営も含めた手法の検討を行う必要があります。

ii) 施設の維持保全に関する方針

すべての施設について、専門家による法定点検のほか、職員の近接目視による点検を適宜実施し、劣化が顕著な箇所から優先的に修繕を行うことで、施設の機能保全を図ることとします。

また、施設の築年数などを踏まえ、今後長期間の使用が可能な施設については、施設改修の年次計画を策定し、計画的に実施していくことにより、長寿命化を図ることとします。

(8) 廃棄物処理施設（清掃工場・衛生化学処理場）

ア 現状と課題

施設名	所在地	建設年度	構造	耐震化の状況	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	処理能力
清掃工場	大字尺代 490 番地	H2 (1990)	RC 造	新耐震 基準	3,888.79	約 70,000	可燃ごみ 23t/8 時間 2 基 不燃ごみ 6t/5 時間 1 基
衛生化学 処理場	高槻市東上牧 三丁目 6 番 7 号	S40 (1965)	鉄骨 スレート造	未	845.31	4,181.46	34kl/日

（清掃工場）

家庭などから排出されるごみの中間処理を行うための施設で、ごみ焼却処理施設と粗大ごみ処理施設などで構成されています。

現在、運転管理の大部分を民間委託により運営するなど、効率的な維持管理に努めていますが、建設から 20 年以上が経過し施設の老朽化が進行しており、毎年多額の補修工事費などが発生しています。（施設の運転管理費用は年間 2 億円前後、補修工事に要する費用は年間 1 億円前後）

このような状況を踏まえ、現在、施設の長寿命化と管理運営費の縮減をめざし、民間事業者による管理運営のノウハウを生かした包括運営委託（自治体の権限に属する事務を、民間事業者などに包括的に行わせる、性能発注※による事業方式）についての検討を行っています。

（衛生化学処理場）

公共下水道が未整備の地域の家庭などから排出される、し尿と浄化槽汚泥を処理するための施設です。

この施設は、その立地場所が高槻市内にあるという特殊な事情を抱えていますが、これは、計画・設計当時、町内で河川に隣接した土地は既に開発されており、建設に適した用地がなかったことから、高槻市及び関係機関などの特段のご理解をいただき、現在地に建設したものです。

その後の住宅開発により、昭和 40 年代前半には周辺を住宅地に取り囲まれる状態になったことから、施設全体に上屋を設け、脱臭設備を設置するなどの改善を行い、公害防止に努めてきました。しかし、地元自治会からは、付近の公共下水道の整備が進む中、早期撤去の要望をいただいています。

また、運転管理を民間委託により実施し、効率的な運営に努めていますが、建設から約 50 年が経過し施設の老朽化が著しく、毎年、施設維持管理のための補修工事を行っている状況にあります。（施設の運転管理費用は年間 5,000 万円前後、補修工事に要する費用は年間 3,000 万円前後）

※ 性能発注…発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注。サービス水準を遵守するための具体的な手法やプロセス等については、受注者の自由裁量に任される。

イ 今後の基本的な方針

(清掃工場)

引き続き、施設の長寿命化と管理運営費の縮減をめざし、町にとって最適な運営方法についての検討を行います。

また、日常の定期点検や毎年実施する保守点検のほか、精密機能検査（施設設備の機能状況、耐用の度合などを把握するための精密な検査）の結果も踏まえて、今後、長期間にわたり施設を安定的に維持するうえで必要となる補修の内容などを精査し、財政との整合を図りながら計画的に実施していきます。

(衛生化学処理場)

地元自治会からの要望や施設の老朽化状況などを踏まえ、現施設を早期に撤去できるよう、本町における今後のし尿処理方法に係る課題の解決に向けた努力を行います。

また、現施設を廃止するまでは、安定的に運転管理を行う必要があることから、日常の定期点検などにに基づき、優先度を設けて補修工事などの箇所を決定し、財政との整合を図りながら適切に実施します。

2 インフラ施設

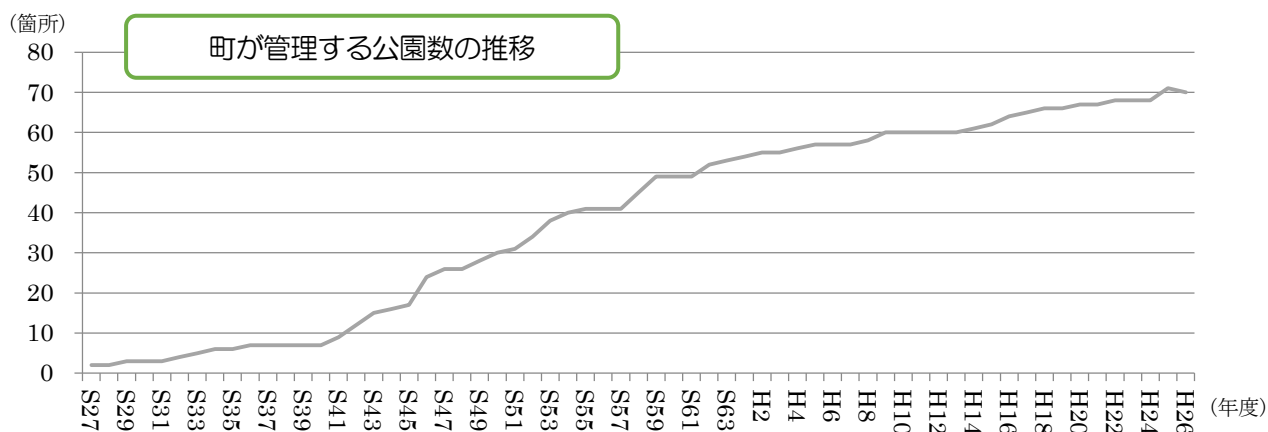
(1) 公園

ア 現状と課題

公園は、子どもたちの遊び場や住民の憩いの場としての役割のほか、都市におけるオープンスペースとして、景観形成や防災などの機能も持っています。

町では、昭和 20 年代後半から公園の整備を開始し、平成 27 (2015) 年 4 月現在、町が管理する公園は 70 か所 (都市公園 11・児童公園 59)、総面積は約 7 万 5,000 ㎡となっています。

今後も、開発行為に伴う移管などによって、小規模な公園の増加が予想されます。一方で、供用開始から 30 年以上を経過した公園が多く、中には利用低調な施設もありますが、利用者の多少に関わらず、経常的に遊具のメンテナンスや草刈りなどの維持管理費用が必要となっています。(年間の経常的維持管理経費は約 400 万円)



出典：都市整備課資料 (各年度末現在の数値)

町が管理する都市公園の一覧 (面積順)

公園名	所在地	面積(㎡)	開始年月日	施設概要
水無瀬川緑地公園	山崎二丁目	30,625	H15.4.27	グラウンド・遊具・砂場・貯水槽等
東大寺公園	東大寺三丁目	9,600	S43.3.30	グラウンド・テニスコート・便所・ローラースケート場
若山台公園	若山台二丁目	6,655	S63.2.1	休憩所・グラウンド・便所
江川公園	江川一丁目	4,260	H 2.5.16	遊具・東屋・便所・砂場
広瀬公園	広瀬二丁目	1,900	S53.7.11	遊具・藤棚・便所・砂場
柳原公園	青葉三丁目	1,507	S58.10.15	遊具・藤棚・砂場・グラウンド
たつがしら公園	山崎三丁目	1,363	S59.3.31	遊具・東屋・砂場
高浜公園	高浜一丁目	1,335	S59.3.31	広場・便所・砂場
藤の木公園	広瀬五丁目	1,208	S43.3.30	遊具・東屋・砂場
青葉公園	青葉三丁目	1,000	S53.7.11	遊具・砂場
樋之尻公園	広瀬一丁目	770	S43.3.30	遊具・東屋・砂場

イ 今後の基本的な方針

i) 施設の保有量に関する方針

開発行為に伴う公園整備のあり方について検討するとともに、長期的な視点に立ち、都市公園など地域の拠点となる公園への重点化に向けた検討を行います。

また、公園ごとの利用状況の把握に努め、利用が少ない公園については、周辺地域における公園配置状況や防災対策上の位置づけ、地元自治会の意見なども踏まえながら、設置する遊具・設備の見直しなど、今後のあり方について検討することとします。

ii) 施設の維持保全に関する方針

町が管理するすべての公園について、定期（毎年2回）及び随時に、町職員による遊具などの安全点検を行うほか、毎年1回、専門技術者への委託による精密点検を実施します。点検に際しては、国が示す安全確保指針に基づき、目視や触診などにより、腐食や変形、摩耗、部材の破損や消失などの異常がないかを確認し、事故の未然防止に努めます。

安全点検の結果における緊急性や劣化度合い、設置後の経過年数などに応じ、適切に修繕を行うとともに、必要に応じ取替や使用停止措置を講じます。

水無瀬川緑地公園などの大規模で多くの設備を有する公園については、計画的かつ予防的な修繕対策を検討し、施設の長寿命化とコストの縮減をめざします。

また、公園の美化や草刈りなどの日常的な維持管理については、地域住民などとの協働による管理方策も含めた検討を行います。

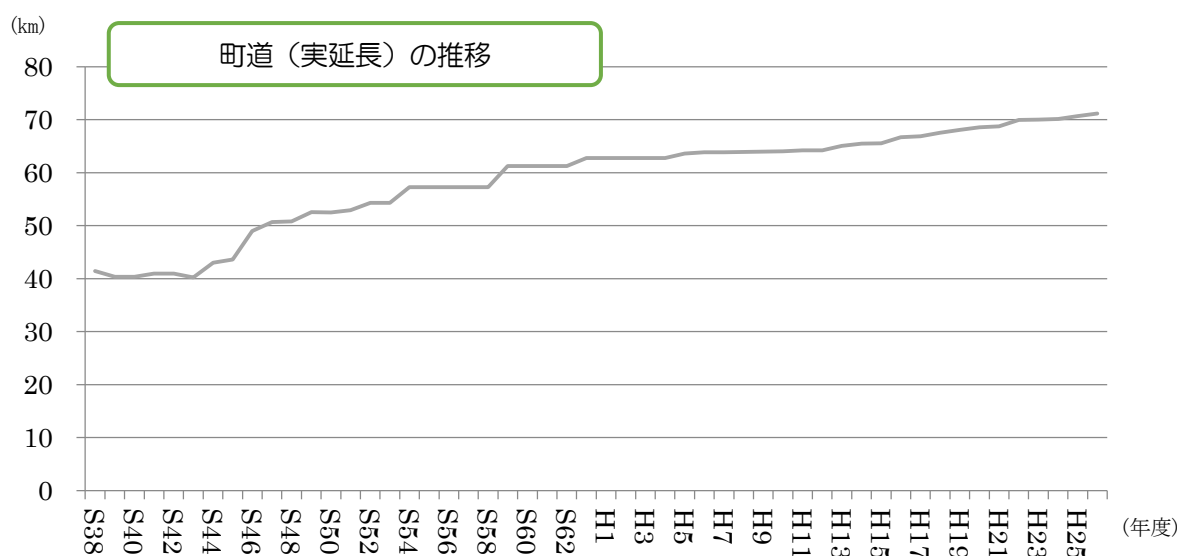
(2) 道路

ア 現状と課題

町が管理する道路は 383 路線あり、その実延長は約71km、総面積は約41万㎡です(平成 27 (2015) 年 3 月末現在)。今後も開発行為に伴う移管などによって、住宅内道路などの増加が予想されます。なお、町が管理するトンネルはありません。

現在、町域内を 6 ブロックに分け、すべてのブロックについて毎年 2 回ずつ、町職員による道路パトロール(定期的な巡回点検)を行い、舗装面の陥没や損傷、道路側溝の破損などが判明した場合には、応急対応や補修工事を実施しています。

また、平成26(2014)年度には、町道のうち、緊急交通路などの幹線道路を対象に「道路ストック総点検」を実施しました。専門家による路面性状調査や街路灯及び道路標識の点検を行い、結果に基づく修繕対策を進めています。



出典：各年度の事務事業成果報告書(各年度末現在の数値)

イ 今後の基本的な方針

引き続き、定期的に道路パトロールを行い、応急対応や補修工事を実施します。

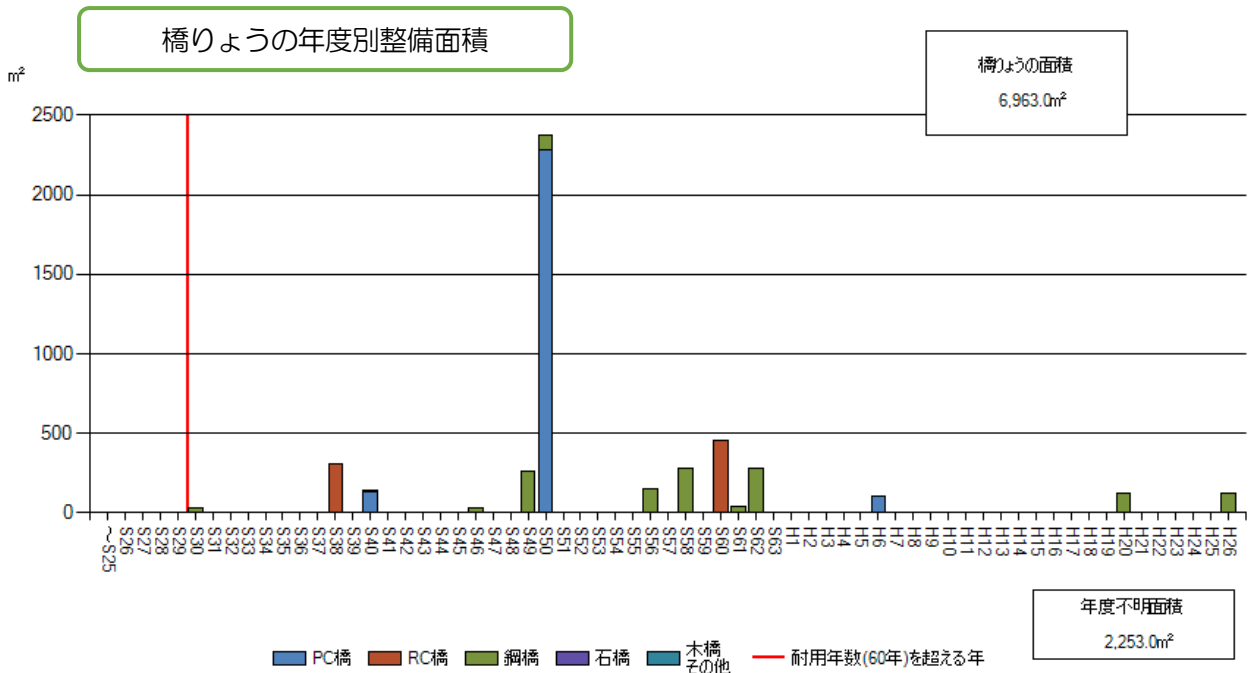
なお、町道のうち、緊急交通路などの幹線道路については、国が示す「道路ストック総点検実施要領」に基づき、概ね5年に1回の頻度で、専門家への委託による路面性状調査などを実施します。調査結果を踏まえ、計画的かつ予防的な舗装面などの修繕対策を講じることで、長寿命化とコストの縮減をめざすとともに、道路標識や道路照明灯などの耐震性の維持に努めます。

また、道路改修などとあわせて、歩道のバリアフリー化についても順次取り組みます。

(3) 橋りょう

ア 現状と課題

町が管理する橋りょうは、小規模な道路橋や歩道橋などを含めて 108 橋、総面積は約 7,000 m²です（平成 27(2015)年 3 月末現在）。高度経済成長期に作られたものが多く、老朽化が進んでいます。



町では、安全・安心な道路ネットワークを維持し、その費用を抑制するため、平成24(2012)年 3 月に「島本町橋梁長寿命化修繕計画」(平成 24(2012)～33(2021)年度の 10 年計画)を策定しました。

計画では、緊急交通路に位置するなどの主要な橋りょう (24 橋) を対象に、従来の対症療法型の維持管理から、傷みが大きくなる前から計画的に対策を行う「予防保全型」の管理手法への移行を図ることで、修繕及び架け替えに要するコストを削減するとともに、橋りょうの長寿命化を図ることとしています。

また、平成26(2014)年度から、計画に基づく補修にあわせて、耐震化も進めています。

長寿命化修繕計画の対象となる橋りょう

- ・ 緊急交通路に位置する橋りょう
- ・ バス路線に位置する橋りょう
- ・ 国道、主要地方道へのアクセス路線に位置する橋りょう
- ・ 桁下に道路や線路がある橋りょう
- ・ 生活基盤を担う路線に位置する橋りょう
- ・ 近隣に重要な施設がある橋りょう

イ 今後の基本的な方針

緊急交通路に位置するなどの主要な橋りょうについては、引き続き「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ予防的な修繕対策を講じ、修繕及び架け替えに要するコストを縮減します。

また、長寿命化に向けた補修工事を行う際には、併せて耐震化工事を実施することを基本とし、順次、主要橋りょうの耐震化を進めます。

あわせて、町が管理するすべての橋りょうについて、国が示す点検基準に基づき、5年に1回の頻度で点検を行います。点検は、近接目視により行うことを基本に、必要に応じ触診や打音などの非破壊検査を実施し、損傷状況の把握や健全性の診断を行います。

点検・診断は、主要な橋りょうについては専門家への委託により実施し、その他の橋りょうについては、道路橋点検士の研修を受けた町職員が中心となって行います。

点検・診断の結果を踏まえ、主要な橋りょうについては、長寿命化に向けた補修工事を計画的に実施します。その他の橋りょうについても、適切に応急補修などの対策を講じることとします。

(4) 上水道施設（水道管・大藪浄水場など）

ア 現状と課題

（水道管）

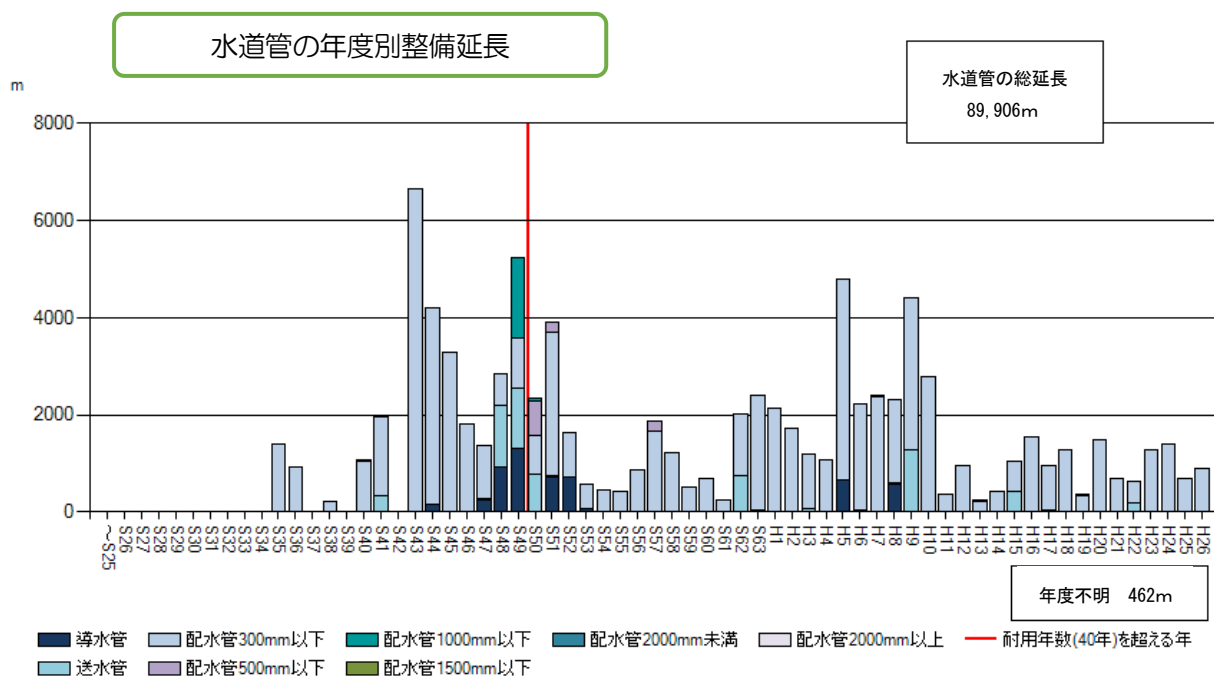
町の水道事業は、昭和34(1959)年に給水を開始した後、町の発展に伴う給水人口の増加に対応するため、事業規模の拡張を進めてきました。

町の水道管の総延長は約90kmですが、布設後40年を経過した老朽管が約30kmあり、老朽化が進んでいます。

また、管路の耐震化適合率※は23.7%（平成27(2015)年3月末現在）であり、大規模な地震などに備えるため、耐震化を進める必要があります。

このため、老朽管の更新、耐震化及び配水系統の強靱化など、効率的な管路の更新などを図ることを目的として、平成26(2014)年3月に「水道管路更新等計画」を策定しています（平成26(2014)～35(2023)年度の10年計画）。

この計画に基づき、老朽が著しい管路及び基幹管路や防災拠点、緊急交通路など、優先度の高い水道管から計画的に布設替え及び耐震化を進めています。



（大藪浄水場など）

大藪浄水場は、各水源から集まる地下水を安全な水にし、配水池などを通じ各家庭などに供給するための中枢拠点施設として、昭和47(1972)年に完成しました。供用開始から40年以上が経過しています。

※ 耐震化適合率…管種及び地盤の状況から、耐震性があると評価できる管の割合。

また、上水道施設としては管路や浄水場のほか、取水井や配水池などがありますが、施設によっては、耐震性能を満たしていない等の課題が生じています。

このため、平成 24(2012)年度に策定した「島本町地域水道ビジョン」(平成 24(2012)年度から平成 33(2021)年度までの 10 年計画)において水道施設の診断を行い、その結果を踏まえ、アセットマネジメント手法による施設整備の事業計画を作成しました。

この計画に基づき、耐震性能を満たさない配水池のうち一部を耐震補強、一部を除却または休止するとともに、大藪浄水場においては中央管理センターの更新、浄水池の廃止統合に伴う新設などを進めています。

イ 今後の基本的な方針

水道管については、定期的に漏水調査を実施し必要な修繕を行うとともに、「水道管路更新等計画」に基づき、計画的に布設替え及び耐震化を進めます。

大藪浄水場などの施設については、施設ごとに定期点検を実施し必要な修繕を行うとともに、「地域水道ビジョン」及び施設整備の事業計画に基づき、将来の水需要を踏まえた施設規模の適正化や、計画的かつ効率的な施設設備の更新などを進めることで、安定した給水の確保と経営基盤の強化を図ります。

(5) 下水道施設（下水道管・ポンプ場など）

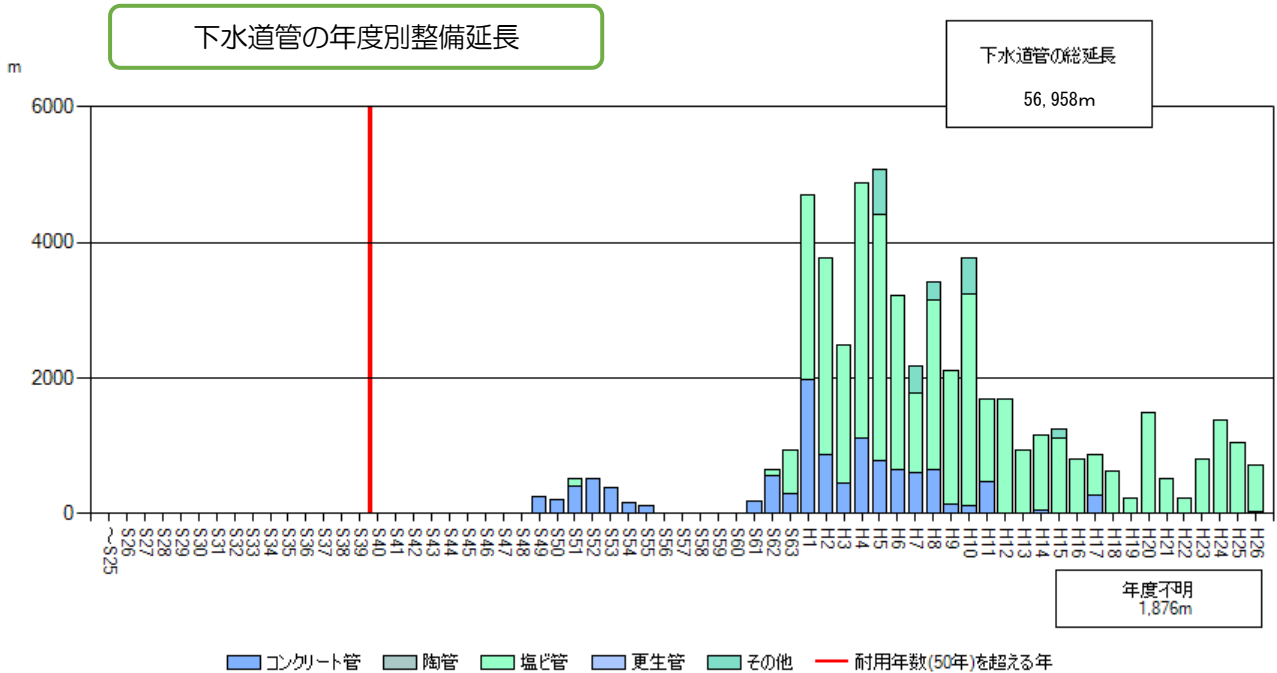
ア 現状と課題

（下水道管）

町では、昭和 49(1974)年度から公共下水道事業（汚水）の整備を始め、平成 2(1990)年度から順次供用を開始しています。

平成 27(2005)年 3 月末現在、下水道の人口普及率は約 95%、下水道管の総延長は約 57 km となっていますが、大部分は平成に入ってから布設されたものであり、これらが耐用年数を迎えるのは約 20 年後以降と見込まれます。

また、平成 22(2010)年度に主要管路の耐震診断を行い、耐震性を満たしていることを確認しています。



（ポンプ場）

山崎ポンプ場は、水無瀬川左岸地域の浸水対策（雨水の排水）と汚水排水の中継をするための施設として、平成元(1989)年に供用を開始し、20 年以上が経過しています。

平成 22(2010)年度には、施設設備の延命・更新を経済的かつ効率的に行うことを目的として、「山崎ポンプ場長寿命化計画（再構築基本設計）」を策定しました。現在、この計画に基づき、電気・機械設備などの延命・更新を進めています（計画期間：平成 24(2012)年度から平成 28(2016)年度）。

イ 今後の基本的な方針

下水道管については、定期的に見視等による点検を実施し、必要な修繕を行います。

山崎ポンプ場については、長寿命化計画の終了後においても、定期的に見視を行い、結果の記録（データベース化）を行うなど、予防保全的な維持管理に努めます。

あわせて、施設の一部に耐震性能を満たしていない箇所があることから、長寿命化計画の終了後に取組を進めます。

浸水対策としての水路改修などについては、財政との整合を図りながら、過去の被害の状況や事業効果などを勘案し、優先度の高い水路から計画的に実施します。

なお、公共下水道事業については、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上などを目的として、平成 31(2019)年度までの集中取組期間中に公営企業会計へ移行します。

第5章 計画の推進に向けて

1 取組体制

本計画を推進するためには、庁内横断的な連携・協力を行うことが必要です。

このため、行革担当、財政担当、財産管理担当と各施設所管課が連携・協力しながら、計画に基づく取組を進めます。あわせて、既存の庁内会議である「公共施設適正化調整会議」において、毎年度、計画に基づく取組の進捗状況などを確認・共有化しながら、計画の推進を図ることとします。

また、全庁的に計画を推進していくためには、職員の意識改革が必要です。

施設管理に関わる職員一人ひとりが、縦割り意識を捨て、他の施設の担当とも協力しながら、全体の適正化をめざした取組を行う必要があります。また、社会経済情勢や住民ニーズの変化など、施設を取り巻く環境の変化に機敏に対応できるよう、経営的な視点に立って、効率的・効果的な施設運営に向け創意工夫を重ねることが重要です。

このため、研修などを通じ職員の啓発に努め、本計画の内容や公共施設マネジメントに対する理解を深めるとともに、コスト意識の向上に努めていくこととします。

2 情報の管理と提供

本計画を効果的に推進するために、公共施設に関する情報管理のあり方を検討します。

統一的な基準による地方公会計制度の一環として、国から整備が求められている「固定資産台帳」について、公共施設マネジメントの基礎データとしても活用できるよう整理します。あわせて、施設の維持管理や利用状況などに係る情報のデータベース化や一元管理などの手法についても、他自治体の取組事例などを参考に検討を行います。

また、本計画に基づく取組を進めるためには、施設を利用する住民の理解が必要です。

このため、計画内容や進捗についての周知はもとより、今後も継続的に、施設の老朽化や利用の状況、財政事情などに関する情報を発信するなど、時機や状況に応じた広報広聴の取組を通じ、公共施設マネジメントに対する理解の促進に努めます。